

日本国経済産業省と
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国科学・イノベーション・技術省
との
産業科学、イノベーション及び技術に関する実施取決め

経済産業省及び科学・イノベーション・技術省（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、

両国の間に存在する深く歴史的な協力関係を基礎とすること、特に経済発展のための産業科学、イノベーション及び技術の分野における変革的で影響力のある協力、国の能力の向上及び人と人とのつながりの強化を容易にすることを求め、

1994年6月13日に東京で署名された科学技術における協力に関する日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を参照し、及び同協定第3条（1）に基づく実施取決めを確立し、

2022年12月7日に署名された日英デジタル・パートナーシップを考慮し、

それぞれの国の現行の法令並びに研究及びイノベーションに関する手続き及び方針に従い、

以下のとおり決定した。

第1項

目的

1. 本取決めに基づく協調は、共通の課題に対抗するための経済成長並びに産業科学、イノベーション及び技術（以下、「科学、イノベーション及び技術」という。）における共同の能力の開発に向け、両当事者間の科学、イノベーション及び技術に関する協力を支援することを目的とする。これは、日英両国の政府及び公的機関、スタートアップ及びスピナウト企業、産業界並びに研究及び高等教育機関の間で、先端技術及び新興技術の研究、開発及び社会実装における協力を拡大し、及び最大化することによって達成される。

第2項

協調活動の分野

1. 両当事者は、この協調を通じ、相互に関心を有し両当事者の科学的、経済的又は技術的な目標の達成に向けて最大の貢献を行う分野において、卓越性にに基づき、産業科学、イノベーション及び技術の開発における協力を支援する。これらの分野は、両当事者の書面による相互の同意によって選択される。
2. 本取決めの下での協調は、既存の日英両国間の科学、研究、イノベーション及び技術に関する協定を基礎とし、及び補完するものとする。
3. 本取決めの下での協調活動は、両国の現行の政策及び規制に従うものとする。

第3項

協調活動の形態

1. 本取決めに基づく協調活動の形態は、以下を含むことができるが、これらに限定されない。
 - a. 日本及び英国の研究者及びイノベーターが相互に関心を有する科学、イノベーション及び技術の分野における二国間又は地域の協力関係のための共同研究及びイノベーション・プログラムに対する共同の資金供与

- b. スタートアップ及びスピンアウト企業を含む日本及び英国の企業間の協調に対する以下の方法による支援
 - i. 日本及び英国のそれぞれのイノベーション・エコシステム連携の拡大及び深化（それぞれのイノベーション機関、共同ビジネス研究開発プログラム及び研究開発型中小企業向けビジネス・ファイナンス・イニシアチブを含む。）
 - ii. 研究及びイノベーション分野における両国及びその国民の結び付け（投資家及び中小企業のネットワーク構築の機会並びにビジネスマッチングのイニシアチブを含むが、これらに限定されない。）
- c. 両当事者並びに関連する他の政府及び非政府の部門及び機関の間の管理、基準及び政策に関する情報交換

第4項

他の事業体の参加

1. 本取決めに基づくプログラムについては、両国の政府機関及び公的機関が共同で実施することができ、そのための仕組みを相互に決定し、及び日英科学技術協力合同委員会に先立ち両当事者に報告するものとする。
2. 両当事者は、政府における政策立案者、政府機関、非政府公共団体、研究機関、高等教育機関、会社及び企業間の直接的な接触の発展を、適当な場合には、奨励し、及び容易にする。

第5項

秘密保持

1. 両当事者は、本取決めに基づき実施される共同研究の結果を含め、共同で提供し及び開発されたデータ及び情報であって秘密と表示されるものについては、法令

の要件に従い秘密のものとして取り扱い、他方の当事者の書面による事前の同意なしに、他者に譲渡し又は提供しないことを確保するものとする。

2. いずれの当事者も、他方の当事者の書面による事前の同意なしに、未公表の知的財産を含む科学的研究の成果及び本取決めに基づくその後の商業化又は本取決めに基づく協調活動に関して、いかなる対外発表も行わないものとする。

第6項

知的財産

1. 本取決めに基づく協力活動であって知的財産の創出をもたらす可能性のあるものについては、適当な場合には、本取決めに従い及び本取決めに参照して、両当事者間の事業取決めにおいて書面により決定するものとする。

第7項

実施

1. 両当事者は、第3項及び付録に定める協調活動の形態等の特定の取決め、プログラム又はプロジェクトを通じて、本取決めを実施する。
2. 本取決めに基づく協調は、両当事者が参加することができる研究及びイノベーションに関する他の二国間又は多数国間の活動を妨げない。
3. 両当事者は、本取決めに基づき発展した活動を既存の日英科学技術合同委員会に共有する。
4. 本取決めは、国際約束を構成するものではなく、また、国際法又は国内法のいずれにおいても、両当事者間に法的拘束力のあるいかなる義務も生じさせない。本取決めに基づく協力は、適用される国内法及び国際的な義務の枠内で行われる。

第8項

資金及び資源

1. 本取決めに基づき実施される協調活動は、それぞれの当事者の資金の利用可能性に従うものとする。
2. 各プログラムの支出は、案件毎に両当事者間で決定される。資金供与及び各協力活動の管理は、運用の開始前に両当事者により決定される。

第9項

修正

1. 本取決めは、両当事者の書面による相互の同意によっていつでも修正することができる。当該修正は、本取決めの不可分の一部を成す。

第10項

紛争解決

1. 本取決めの実施に起因する紛争は、両当事者間の協議及び交渉により友好的に解決される。

第11項

開始、期間及び終了

1. 本取決めは、両当事者が署名した日に開始する。
2. 本取決めは5年間継続するものとする。終了が予定される日の少なくとも90日前までに、一方の当事者が他方の当事者に書面によって通知しない限り、本取決めは更に5年間自動的に更新される。
3. 本取決めの終了は、両当事者が別段の決定を行わない限り、継続中の協力活動に影響を与えない。

上記は、本取決めに定める事項に関して両者の間で至った決定を示すものである。

2023年5月15日、在日本英国大使館において、日本語及び英語で署名され、両文書は等しい価値を有する。

日本国政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド
連合王国のために

中谷 真一

経済産業副大臣

ジョージ フリーマン

科学・イノベーション・技術省閣外大臣
(科学・研究・イノベーション担当大臣)

場所: 駐日英国大使公邸

場所: 駐日英国大使公邸

日付: 2023年5月15日

日付: 2023年5月15日

付録A 2023年～2024年のテーマ別優先課題

協力の形態	優先活動
第1の柱 科学、イノベーション及び技術で相互に関心のある分野での協力的研究開発（第3項1.a）	両当事者は、新興のかつ重要な技術（例えば半導体、量子技術及びクリーン技術）に関するより深い協力の機会（研究開発や相互のサプライチェーン強靱性の支援を通じたものを含む。）について意見交換を行う。これには、日本及び英国のそれぞれの産業界及び学術界における人材及び頭脳の循環並びに交流の機会を特定することも含めることができる。
第2の柱 ビジネスにおけるイノベーション及び協力（第3項1.b.i及び第3項1.b.ii）	<p>A) 両当事者は、それぞれの科学、イノベーション及び技術コミュニティと協力し、公的機関を通じて、科学及びイノベーションにおけるより大きな機会を創出し、及び共同作業を可能にする。これには、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とイノベートUKとの間の覚書による制度的協力並びにNEDO及びイノベートUKの共同資金プログラムの開発及び実施を奨励する取組を含めることができる。</p> <p>B) 両当事者は、科学、イノベーション及び技術活動に従事するスピンアウトを含む中小企業に対して、日本及び英国のそれぞれのベンチャーキャピタル及びエンジェル投資家のコミュニティがより緊密に協力する機会を特定するために努力する。</p>
第3の柱 科学技術政策及び管理（第3項1.c）	両当事者は、日本及び英国のイノベーション・エコシステムの互換性を高め、及び人工知能、宇宙等の分野で日英両国の企業を支援するため、政策及び規格の調整の機会を特定するよう努力する。